

青森県報

第四千九十七号

平成二十八年
一月十五日
(金曜日)

目次

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し	保健衛生課	一
特定行為業務の登録	高年齢福祉保険課	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	障害福祉課	二
右 同	同	二
右 同	同	二
身体障害者福祉法による医師の指定	同	二
道路の区域の変更	道路課	三
公 告		
肥料登録の有効期間の更新	食の安全・安心推進課	三
地域森林計画の公表	林政課	三
地域森林計画変更の公表	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
出先機関		
土地改良区の役員就任及び退任	中南地域	四
選挙管理委員会	民局	四

告

示

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) 四
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) 五
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) 五
 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) 六

青森県告示第二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名		主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科	指 定 日
	名	称 所 在 地			
難病指定	増田	信也	八戸市立市民病院	心臓血管外科	平成二七・三・三五
難病指定	河野	慶一	八戸市立市民病院	救命救急センター	"

青森県告示第二十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一 二七	〇二〇〇一 二六	〇二〇〇一 二五	〇二〇〇一 二四
"	"	"	平成 二七・七 二六
弘 療 法 人 愛 会	弘 療 法 人 愛 会	弘 療 法 人 愛 会	弘 療 法 人 愛 会
四 丁 字 目 一 の 三 大	四 丁 字 目 一 の 三 大	四 丁 字 目 一 の 三 大	四 丁 字 目 一 の 三 大
い ん ふ れ あ シ ョ ア シ ョ ア シ ョ	い ん ふ れ あ シ ョ ア シ ョ ア シ ョ	い ん ふ れ あ シ ョ ア シ ョ ア シ ョ	い ん ふ れ あ シ ョ ア シ ョ ア シ ョ
目 幡 弘 一 町 三 の 一 八	目 幡 弘 一 町 三 の 一 八	目 幡 弘 一 町 三 の 一 八	目 幡 弘 一 町 三 の 一 八
"	"	"	平成 二七・七 二六
介 護 重 度 訪 問	居 宅 介 護	訪 問 介 護 予 防	訪 問 介 護

青森県告示第二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 種 類	指 定 年 月 日
十和田北クリニック	十和田市元町東五丁目 八の五四	腎臓に関する医療	平成 二六・一 一

青森県告示第二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおい訪問看護ステーション	八戸市大字新井田字八森平一の六	平成 二六・一 一

青森県告示第二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なの花薬局十和田店	十和田市西十一番町四〇の三七	平成 二六・一 一

青森県告示第二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	年 指 月 日 定
千 葉 紀 之	院 公 立 野 辺 地 病	由 整 形 外 科 (肢 体 不 自 能 障 害)	"
鶴 浦 有 弘	二 十 和 田 北 北 クリ	泌 尿 器 科 (じ ん 臓 機 能 障 害 ・ ぼ う こ う 機 能 障 害)	平 成 二 十 八 年 一 月 一 日

青森県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年二月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	種 道 路 類 の	路 線 名	変 更 の 区 間		変 更 の 前 後 別		敷 地 の 延 長	備 考
			前	後	前	後		
1	県 道	名 川 階 上 線	三 戸 郡 南 部 町 大 字 森 越 字 町 小 路 二 七 の 一 から 三 戸 郡 南 部 町 大 字 森 越 字 前 田 二 〇 の 二 まで		一 〇 ・ 一 〇 〇 メートルから 一 四 ・ 六 〇 〇 メートルまで	一 三 ・ 〇 〇 〇 メートルから 四 三 ・ 〇 〇 〇 メートルまで	一 三 六 ・ 〇 〇 メートル	

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十七年十二月十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第二五九号	炭酸カルシウム肥料	五三・〇炭酸カルシウム肥料	アルカリ分五三・〇	公定規格のとおり	青森県青森市大字大八保五〇の五

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、東青森林計画区に係る平成二十八年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東青地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地域県民局地域農林水産部及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十七年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

平成二十八年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青女子堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年一月十五日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	齊藤 金則	弘前市大字大川字平岡六	平成 二七・八・二就任
"	大川 久	" " 九六の三	二七・六・三退任

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 在 地	年 届 月 日 出
佐々木卓也後援会	佐々木 卓也	佐々木 卓也	三沢市春日台三丁目一五四の三三五	平成 二七・二・二

南部八入交通政策研究会	間山 正茂	馬場 光秀	八戸市大字是川字二ツ屋六の七九	二七・三・七
蒔苗愛子後援会	蒔苗 輝道	小山内 孝夫	北津軽郡鶴田町大字沖字岡田三五三の一	二七・三・一〇
遠藤泰子後援会	杉原 広	蒔田 ゆかり	三沢市南山四丁目二六五	二七・三・二五
日本臨床検査技師連盟青森県支部	一戸 茂人	葛西 宇平	青森市勝田一丁目一六の一〇	二七・三・二五
よしまた洋後援会	三浦 徳弥	舘田 篤廣	青森市中央三丁目二一の一五	二七・三・二五
おがさわらちづこ後援会	畑井 又市	畑井 信枝	東津軽郡平内町大字小湊字小湊九六の一	二七・三・二六
田中さとし後援会	田中 聡	田中 聡	東津軽郡平内町大字小湊字下夕田二の三	二七・三・二六
十鉄交通政策研究会	鹿内 孝一	村川 信明	十和田市大字三本木字野崎二六〇の一	二七・三・三三
下北交通政策研究会	坪 勝寿	川上 誠	むつ市金曲一丁目八の二二	二七・三・三四

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
--------------------	------	---	---	-------

政党以外の政治団体

自由民主党名川支部 (中館 文雄)	代表者	中館 文雄	主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字鳥谷字妻神一 三戸郡南部町大字上名久井字上町五	平成 二七・三・一
	会計責任者	山田 賢司			
		中館 文雄			

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
自由民主党金木町支部	今 誠康	平成二七・三・三

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
フォーメーション (小田 直樹)	代表者	小田 直樹	田中 和則	平成 二七・二・二五
	代表者	櫻庭 裕幸	小田 直樹	
	代表者	相馬 幸雄	木村 明	
	代表者	舘田 篤廣	舘田 篤廣	
	代表者	舘田 篤廣	山端 正孝	
	代表者	菅渕 峰尚		
	代表者	菅渕 峰尚		

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
うみねこの会	島脇 一男	平成27・10・30
島脇一男後援会	島守 賢	27・10・30
青森・ドクター大竹応援団	金澤 茂	27・3・26
木村守男後援会連合会	倉光 重	27・3・31
木村守男青雲会連合会	平田 博幸	27・3・31
東北政経研究会	野澤 武	27・3・31
與羽武利後援会	與羽 武利	27・2・30
鶴賀谷貴後援会	長濱 行雄	27・6・1

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
島脇 一男	うみねこの会	平成27・10・30

與羽 武利	與羽武利後援会	27・1・30
-------	---------	---------

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭